

# 活水中学校の文化部活動の在り方に関するガイドライン

2023 年度

## はじめに

- ① 文化部活動は心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動である。
- ② 国や県教育委員会が示したガイドラインを受け、関係団体等と協力して抜本的な改革に取り組む。
- ③ 持続可能な文化部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、「活水中学校の文化部活動の在り方に関する方針」として本ガイドラインを策定する。

## 1 ガイドライン策定の趣旨等

- ① 活水中学校の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい芸術文化等の活動を行うという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ② 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定する。
- ③ 活水中学校は、国が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」にできるだけ則るとともに、本ガイドラインを参考として、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 文化部活動の方針の策定等

- ① 校長は、毎年度の「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 文化部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成する。校長は、本ガイドラインと活動計画概要をホームページに公表する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、文化部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の文化部を設置する。また、各文化部の活動内容を把握のうえ、適宜、指導・是正を行う。
- ② 校長は、文化部顧問が適切な文化部活動運営に関する知識や方法の習得をできるよう配慮する。
- ③ 本校管理職は、公的機関が実施する管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等に参加するよう努める。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 校長及び文化部顧問は、生徒の心身の健康管理に心がけ、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- ② 校長及び文化部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。場合によっては、主催者との協議により、大会の延期や見直し等、柔軟な対応が行えるようにする。
- ③ 文化部活動の指導者は、文化活動に関わる各分野の関係団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成 26 年 1 月に県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を準用し、適切な指導を行う。

## 4 本校における適切な休養日及び主たる活動時間の設定

(ただし、生徒が自己の課題を克服するために行う自主活動は、主たる活動には含まない。)

- ① 成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

原則として第一及び第三日曜日（県指定家庭の日）を学校閉鎖として、休養日とする。

ただし、当日に公式大会等が実施される場合は、代替えの休養日を設ける。

② 原則として、週当たり2日の休養日を設ける。

③ 1日の活動時間を、原則として平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間を超えないものとし、活動時間が週当たり15時間を超えないことを目安とする。ただし、学院強化部活、学校強化部活に指定されている場合は、校長の承認のもと、最適な活動時間を設定することができる。

#### 【中・高共通】

- ・大会参加等、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないように計画し、生徒が休養を十分に取ることができるようにする。
- ・長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、連続した休養日を設ける。
- ・感染症・熱中症への対策を十分に講じ、生徒にも自覚を促しつつ、健康管理に配慮する。

### 5 生徒のニーズを踏まえた文化活動環境の整備

#### （1）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

- ① 校長は、必要に応じ生徒の多様なニーズに応じた活動ができる文化部設置を検討する。
- ② 校長は、必要があれば県教育委員会及び市町教育委員会と連携し、生徒の芸術文化等の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取り組みを検討する。

#### （2）地域との連携等

- ③ 校長は、学校や地域の実態に応じ、地域の団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形の地域における芸術文化等の活動のための環境整備に努める。

### 6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 校長は、県教育委員会及び市町教育委員会、関係団体と連携して、学校の文化部が参加する大会等や地域から要請される行事や催し物等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会数や行事、催し物の数の上限の目安等を定める。
- ② 校長は、上記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

### 終わりに

- ① 本校における効果的な指導を行うに当たっては、長崎県が通知した「体罰の根絶に向けて-指導力のさらなる向上を図るために-」（平成25年5月）の内容を遵守する。
- ② 校長は、学校における文化部活動が、地域や学校の実情、分野や活動の目的、生徒のニーズに応じた多様な形で最適な活動となるよう、本ガイドラインの着実な実施を図る。